

説明書

「国立青少年教育振興機構施設整備事業（仮称）に係る基本構想・基本計画策定支援業務及び事業手法検討調査業務」に係る参加表明書及び企画提案書の提出に関する詳細は下記によるものとする。

なお、本業務は、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成 8 年 6 月 17 日事務次官等会議申合せ）上記 4 に定める調達の対象外である。

本入札に係る特定および契約締結は、当該事業に係る令和 7 年度予算の示達がなされることを条件とするものである。

1 公示日 令和 7 年 3 月 26 日

2 発注者

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理 事 伊藤 賢

3 担当部局

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3 番 1 号
独立行政法人国立青少年教育振興機構

①財務部財務課調達管理室調達係（契約手続に関すること）

TEL 03-6407-7663

E-mail honbu-choutatukakari@niye.go.jp

②経営企画室（企画内容に関すること）

TEL 03-6407-7624

E-mail honbu-keiei2@niye.go.jp

4 業務概要

（1）業 務 名 国立青少年教育振興機構施設整備事業（仮称）に係る基本構想・基本計画策定支援業務及び事業手法検討調査業務

（2）業務内容

本業務は、国立青少年教育振興機構が保有する施設について、施設整備及び維持管理を実施する事業（以下、「本事業」という。）のための基本構想・基本計画策定業務を行うものである。

また、本事業の実施にあたり、民間活用の導入による事業手法を整理するほか、様々な手法の比較検討、最適な事業スキームの選定作業等の事業手法検討調査を行うものである。

（3）履行期限 令和 8 年 3 月 31 日

（4）業務の詳細説明 別紙「業務委託仕様書」のとおり

（5）本業務は、総括担当者、主任担当者からなるチームを組んで行うものとする。総括担当者は、チームの中心となる担当者として業務を管理及び統括することとし、また主任担当者は、各分野の中心となる担当者として各分野の責任者となることとする。

5 参加表明書及び企画提案書の作成様式の記載上の留意事項

別紙「参加表明書作成要領」及び「企画提案書作成要領」のとおり

6 受注資格の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）及び当該建設コンサルタント等と資本若しくは人事面において関連を有する製造業者及び建設業者は、本件業務に関するすべての建設工事及び建設関連業務の受注資格を失う。

7 企画提案書の提出を求める者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 下記 15 (2) ①の提出期限において、文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成 13 年 1 月 6 日文部科学大臣決定）第 3 章第 32 条で定める競争参加資格について、令和 7・8 年度設計・コンサルティング業務のうち「建築関係設計・施工管理業務」又は「その他コンサルティング業務」に係る競争参加資格認定を受けている者であること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (2) 参加表明書の提出期間の最終日から企画提案書の特定の日までに、文部科学省から、「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 18 年 1 月 20 日付け 17 文科施第 346 号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
また、国立青少年教育振興機構から指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状況が健全であること。
- (4) 不正又は不誠実な行為がないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

8 企画提案書の提出を求める者を選定するための基準

上記 7 の企画提案書の提出を求める者に要求される資格を満たしている者の中で、下記表 1 による評価を行い選定する。

表 1 企画提案書の提出を求める者を選定するための基準

評価項目	評価の着目点			評価のウ	
	判断基準			エート	
提出者（企業）の能力	平成 21 年 4 月 以 降 の実績	以下の順で評価（表 2 による）。		10	10
		①同種施設の PPP／PFI 手法の導入に関する検討業務の実績がある。			
		②類似施設の PPP／PFI 手法の導入に関する検討業務の実績がある。			
		③その他施設の PPP／PFI 手法の導入に関する検討業務の実績がある。			
担 当 予 定 者の能力	専 門 分 野 の 担 当 者 資格	担当分野について、資格の内容（表 3 に よる）を評価する。	主任担当者 （基本計画策定支援）	1	20
		平成 21 年 4 月 以 降 の実績	以下の順で評価（表 2 による）。	総括担当者	
		①同種施設の PPP／PFI 手法の導入に 関する検討業務の実績がある。	主任担当者 （事業手法検討調査）	5	
		②類似施設の PPP／PFI 手法の導入に 関する検討業務の実績がある。			
		③その他施設の PPP／PFI 手法の導入 に関する検討業務の実績がある。			
		以下の順で評価する(表 4 による)。			
		①同種設計業務の実績がある。	主任担当者 （基本計画策定支援）	4	
		②類似設計業務の実績がある。			
		③その他設計業務の実績がある。			
	ワーク・ラ イフ・バラ ンス 等 の 推進	以下のいずれかの認定等がある場合、右の配点を満点として段階に応じて加点 する（※）。 ・女性活躍推進法に基づく認定があること。 ・次世代法に基づく認定があること。 ・若者雇用促進法に基づく認定があること。			

（※）以下の認定の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については相当する各認定等に準じて評価する。

①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「プラチナえるぼし認定」、「えるぼし認定段階 3」、「えるぼし認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）」、「えるぼし認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）」、又は「行動計画」の策定（*1）。

*1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

②次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」、「くるみん認定（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準に基づく認定）」、「くるみん認定（令和 4 年 4 月 1 日以降の基準に基づく認定）」又は「くるみん認定（平成 29 年 3 月 31 日までの基準に基づく認定）」

③青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく「ユースエール認定」

表 2 【 評価する同種施設、類似施設、その他施設の PPP／PFI 手法の導入に関する検討業務 】

同 種	平成 21 年度以降に実施した、青少年教育施設（※これらの用途を含む複合施設も可）における PPP／PFI 手法の導入に関する検討業務
類 似	平成 21 年度以降に実施した、社会教育施設、研修施設、学校施設、運動施設（※これらの用途を含む複合施設も可）における PPP／PFI 手法の導入に関する検討業務
その他	平成 21 年度以降に実施した、上記同種・類似業務以外の施設における PPP／PFI 手法の導入に関する検討業務

表 3 【 評価する資格（基本計画策定業務主任担当者）】 ※ 番号順に高く評価する。

① 一級建築士
② 二級建築士

表 4 【 評価する同種設計業務、類似設計業務、その他設計業務 】

同 種	平成 21 年度以降に完了した、SRC 造または RC 造で、延べ床面積 1,500 ㎡以上の青少年教育施設（※これらの用途を含む複合施設も可）における建築設計業務
類 似	平成 21 年度以降に完了した、SRC 造または RC 造で、延べ床面積 1,500 ㎡以上の社会教育施設、研修施設、学校施設、運動施設又（※これらの用途を含む複合施設も可）における建築設計業務
その他	平成 21 年度以降に完了した、SRC 造または RC 造で、延べ床面積 1,500 ㎡以上の建物の建築設計業務

9 企画提案書を特定するための評価基準

上記 8 表 1 による評価に加え、下記表 5 による評価を行い、合計した評価で企画提案書を特定する。

表 5 企画提案書の評価基準

評価項目	評価の着目点	評価のウェイト	
業務の実施方針 及び手法 ※ 1	提出者の利益相反行為に対する対応措置	10	30
	業務執行体制、工程計画の妥当性	20	
課題に対する提案 ※ 2	民間事業者の創意工夫及び参入意欲を引き出し、附帯事業の収益向上に繋げるための方策	20	40
	建設コスト、維持管理コスト、運営コスト縮減のための方策	20	

※ 1 業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性について評価する。

※ 2 提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性等について評価する。

10 契約書作成の可否等 要

別紙「業務委託契約書（案）」により契約書を作成する

11 支払い条件

業務委託料は、請求に基づき1回に支払う。

12 参加表明書の提出期限、場所及び方法等

(1) 上記7(1)に掲げる資格を満たしていない者も参加表明書を提出することができるが、下記15(2)①の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければいけない。

(2) 参加表明書の提出期限、場所及び方法等

①提出期限 令和7年4月7日(月) 午後5時00分まで

ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)は受け付けない。

②提出場所 上記3①

③提出方法 持参又は郵送(書留郵便等記録が残る方法に限る。)すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

④提出部数 参加表明書・様式1～6 1部(文部科学省における令和7・8年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格認定通知書のコピー1枚を含む。)

- ・参加表明書(押印は代表者印の印影又は電子印影でも可能)
- ・(様式1)「提出者(企業)のPPP/PFI関係業務に関する実績」及び記載事項を証明する資料 ※
- ・(様式2)「総括担当者の業務実績」及び記載事項を証明する資料 ※
- ・(様式3)「事業手法検討調査業務主任担当者の業務実績」及び記載事項を証明する資料 ※
- ・(様式4)「基本計画策定業務主任担当者の資格及び業務実績」及び記載事項を証明する資料 ※

※記載事項を証明する資料

(1) 業務委託契約書の写し

(2) 業務仕様書の写し

(3) PUBDIS、TECRIS等の業務証明書の写し(業務登録している場合)

(4) 基本計画策定業務主任担当者の免許証等(定期講習修了証を含む)の写

・但し、(1)～(4)の資料で証明出来ない事項がある場合は、当該記載事項を明確に証明できる資料を必ず提出すること。

・資料には、必ず証明箇所(完了年月、業務内容。設計実績においては加えて建物構造、延床面積等)にマーキングを行うこと。

・上記により証明出来ない記載事項は評価しない。

・PUBDIS等で確認できる事項については当該登録内容にて評価する。

・(様式5)「担当者の業務従事証明書」(上記(3)資料が無い場合に限り提出)

・(様式6)「ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況」及び、認定の証明書類

・直近の納税証明書(その3の3)の写

1 3 提出要請者の選定

- (1) 参加表明者が、上記 7 (1) に掲げる資格を満たしているか否かの確認を、上記 12 (2) ①の提出期限の日を基準日として行う。ただし、上記 7 (1) に掲げる資格を満たしていない者であっても、下記 15 (2) の提出期限の日において当該資格を満たしていることを条件として、当該資格を満たしていることを確認する。
- (2) 上記 7 に掲げる資格を満たしている参加表明者の中から、上記 8 に掲げる基準に基づき、企画提案書の提出を求める者（以下「提出要請者」という。）を選定する。
- (3) (2) の選定の結果は、参加表明者へは、令和 7 年 4 月 8 日（火）までに書面により通知するとともに、提出要請者を掲示により公表する。
- (4) 掲示期間及び場所
 - ① 掲示期間 令和 7 年 5 月 9 日（金）から令和 7 年 5 月 23 日（金）まで。ただし、休日は行わない。
 - ② 掲示場所 国立青少年教育振興機構 財務部施財務課調達管理室前掲示板
(国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟 1 階)

1 4 非選定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 提出要請者に選定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限 令和 7 年 4 月 23 日（水）午後 5 時 00 分まで ただし、休日は受付けない。
 - ② 提出場所 上記 3 ①
 - ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。
- (3) (1) の質問に対する回答期限及び方法
 - ① 回答期限 (2) ① の提出期限の日の翌日から起算して 10 日以内に回答する。
 - ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

1 5 企画提案書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 上記 1 3 (3) の通知により企画提案書の提出を求められた者は、別紙企画提案書作成要領に掲げるところに従い、企画提案書を提出することができる。
- (2) 企画提案書の提出期限、場所及び方法等
 - ① 提出期限 令和 7 年 4 月 23 日（水）午後 5 時 00 分まで。ただし、休日は受付けない。
 - ② 提出場所 上記 3 ①
 - ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。
 - ④ 提出部数 企画提案書（押印は代表者印の印影又は電子印影でも可能）・
様式 7 ～ 12 1 部
- (3) 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、企画提案書の提出を辞退したものとみなす。

1 6 企画提案書の特定

- (1) 企画提案者が、上記 7 に掲げる資格を満たしているか否かの確認を上記 1 5 (2)①の提出期限の日を基準日として行う。
- (2) 上記 7 に掲げる資格を満たしている企画提案者の企画提案書の中から、上記 9 に掲げる基準に基づき、企画提案書を特定する。なお、当該企画提案書に次ぐ企画提案書を次順位として選定する場合がある。
- (3) (2)の特定の結果は書面により通知するとともに、特定した企画提案書（参加表明書を含む。）及び企画提案書が特定された者を閲覧により公表する。
- (4) 閲覧の開始及び場所
 - ① 閲覧期間 令和 7 年 5 月 9 日（金）から令和 7 年 5 月 2 3 日（金）まで。ただし、休日は行わない。
 - ② 閲覧場所 上記 3 ②
 - ③ 閲覧時間 午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで。

1 7 非特定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 企画提案書の特定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限 令和 7 年 5 月 1 4 日（水）午後 5 時 0 0 分まで。ただし、休日は受付けない。
 - ② 提出場所 上記 3 ①
 - ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ① 回答期限 (2)①の提出期限の日の翌日から起算して 1 0 日以内に回答する。
 - ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

1 8 説明書に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 説明書に対する質問がある場合は、電子媒体（Excel、Word 又は一太郎にて質問書を作成すること。（様式任意））により提出すること。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限 令和 7 年 4 月 7 日（月）午後 5 時 0 0 分 ただし、休日は受付けない。
 - ② 提出場所 上記 3 ①
 - ③ 提出方法 E-mail に質問書を添付ファイルで添付のうえ、提出すること。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ① 回答期限 質問書を受付けた日の翌日から起算して 5 日以内（休日は含まない。）
 - ② 回答方法 質問回答書を E-mail で送付する。

1 9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び企画提案者の負

担とする。

(3) 契約保証金 納付

ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 参加表明書又は企画提案書の無効等

- ① 参加表明者が他の参加表明者の協力会社になっている場合は、当該参加表明書は全て無効とする。
- ② 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は企画提案書は無効とし、提出要請者としての選定及び企画提案書の特定についてはこれを取消す。
- ③ 参加表明書又は企画提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。
 - ア. 別紙の「参加表明書作成要領」又は「企画提案書作成要領」に示された条件に適合しないもの。
 - イ. 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
 - ウ. 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ. 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ. 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3①②

(8) 参加表明書及び企画提案書は、返却しない。ただし、企画提案書を特定した企画提案者の参加表明書及び企画提案書以外は、提出時に返却の希望があったもののみ返却する。なお、返却を希望する者は、その旨を参加表明書及び企画提案書に記載すること。

(9) 参加表明書及び企画提案書は、本手続以外に参加表明者及び企画提案者に無断で使用しない。ただし、参加表明書及び企画提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、公表することがある。

(10) 参加表明書及び企画提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(11) 参加表明書及び企画提案書の提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載された業務担当予定者は、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。なお、当該業務担当予定者の変更を認めた場合を除き当該業務担当予定者を配置できない場合は、提出要請者としての選定及び企画提案書の特定についてはこれを取り消す。

(12) 参加表明書及び企画提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。

(13) 提出要請者の非選定理由及び企画提案書の非特定理由に対する説明に不服がある者は、回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日は含まない。）以内に書面により国立青少年教育振興機構契約責任者に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、契約審査委員会が審議を行う。

- ① 当該書面を持参する場合は、上記期間の午前9時00分から午後5時00分までに行うこと。
ただし、休日は受付けない。
- ② 提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先 上記3①
- (14) 特定された者の企画提案書に盛り込まれた内容のうち、発注者が実施すべきと判断したものについては、仕様書に明記することとする。